

2025年12月24日

各位

フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉井信光
(コード番号: 8789 東証スタンダード市場)
問合せ先: 取締役副社長 上席執行役員 千田高
電話番号: (03) 6456-4600

取締役、執行役員及び従業員並びに子会社取締役及び執行役員に対する 譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月24日付の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年1月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 647,700株
(3) 処分価額	1株につき 138 円
(4) 処分総額	89,382,600円
(5) 割当予定先	取締役 4名 391,000株 (※) 執行役員 8名並びに子会社取締役又は執行役員 2名 245,900株 従業員 3名 10,800株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年11月15日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年12月19日開催の第30期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 1,000,000 株以内とし、その金額は金銭報酬枠とは別枠で年額 5 億円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の中核人材である執行役員及び従業員並びに子会社取締役及び執行役員にも譲渡制限付株式を付与することいたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名（以下「対象取締役」といいます。）、執行役員 8 名及び従業員 3 名並びに子会社取締役又は執行役員 2 名（以下執行役員及び従業員並びに子会社取締役及び執行役員をあわせて「対象役職員」とい、対象取締役とあわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 89,382,600 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 647,700 株を処分することを決議いたしました。なお、対象取締役に対する譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給の具体的な内容は、取締役会の委任により監査等委員会が決定しております。

なお、当社は、本自己株式処分に伴い、対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。本割当株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

＜対象取締役を対象とする譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、本項目において「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026 年 1 月 22 日（払込期日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下、本項目において「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（以下、本項目において「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了した時点、又は、本役務提供期間中に対象取締役が当社の取締役を退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<対象役職員を対象とする譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役職員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役職員は、2026年1月22日（払込期日）から当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれも当社又は子会社の定める定年により退任又は退職する日までの間、本割当契約に基づく割当てを受けた株式（以下、本項目において「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役職員が、払込期日から当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員の、当社又は子会社の定める各対象役職員の定年の退任日又は退職日までの間（以下、本項目において「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、本役務提供期間中に、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を役務提供期間の初日が属する月の翌月から役務提供期間の末日が属する月までの月数で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、本役務提供期間中に対象役職員が当社の執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、

当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である138円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上